



# 所得税の確定申告書は 自分で作成してお早めに

平成21年分の所得税の確定申告の相談  
および申告書の受付は、平成22年2月16  
日(火)から3月15日(月)までです。

申告書は郵便や信書便による送付または  
税務署の時間外取受箱への投函により  
提出することができます。また、国税庁  
ホームページの「確定申告書等作成コー  
ナー」で作成したデータを、国税電子申  
告・納税システム(e・Tax)を利用して  
提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ  
【<http://www.nta.go.jp>】で確認される  
か、税務署におたずねください。

なお、2月16日(火)〜3月15日(月)の確定  
申告期間中の申告相談会場は、アミュー  
ズメント佐渡となりますので、ご注意く  
ださい。

## 所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日か  
ら12月31日までの1年間に生じたすべ  
の所得の金額とそれに対する所得税の額  
を計算し、申告期限までに確定申告書を  
提出して、源泉徴収された税金や予定納  
税で納めた税金などの過不足を精算す  
る手続です。

## 申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書等  
作成コーナー」では、画面の案内に従っ  
て金額等を入力すれば、税額などが自動  
計算され、所得税、消費税の申告書や青  
色申告決算書などを作成できます。作成  
したデータは、印刷して書面により提出  
することができるほか、電子申告(e・  
Tax)を利用して提出することもでき  
ます。

また、ご自身で計算をされる場合にお  
使いいただく便利な「所得税の確定申  
告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁  
ホームページからダウンロードするこ  
ともできます。

期限間近になりますと、申告会場は大  
変混雑し、長時間お待ちいただくことが  
予想されます。申告書はご自分で作成し  
て、できるだけお早めに提出してくださ  
い。

## 納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税の納期限は平成  
22年3月15日(月)です。申告書の提出後  
に、納付書の送付や納税通知等による納  
税のお知らせはありません。納付には便  
利な振替納税を是非ご利用ください。

平成21年分所得税の口座振替日は4月  
22日(木)です。振替納税で納付する方は、  
事前に指定された預貯金口座の残高を確  
認してください。

## 還付される税金がある場合の 受取方法について

還付される税金があるときは、確定申告  
書の「還付される税金の受取場所」に、振  
込先金融機関名、預貯金の種別および口座  
番号(ゆうちょ銀行の場合は、記号番号の  
み)を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座はご本人名  
義のものに限ります。

## 確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、  
所得金額と税額を正しく計算して申告し  
納税するという「申告納税制度」を採用  
しています。確定申告をしなければなら  
ないのに期限までに申告をしなかった  
り、誤った申告をすると、加算税が課さ  
れる場合があるほか、延滞税を併せて納  
付しなければなりませんので、ご注意く  
ださい。

一年間の所得金額と税額を正しく計算  
し、お早めに申告と納税を行ってください  
。

## お問い合わせ

佐渡税務署 ☎74-3276  
自動音声案内にて「2」を選択

